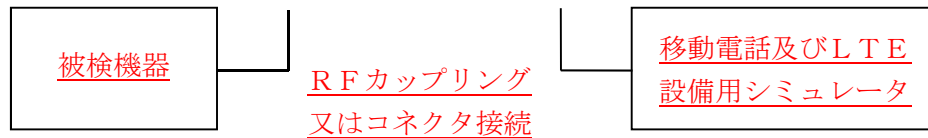


改正後	改正前
<p>第1～第11（略）</p> <p>別表第一号～第六号（略）</p> <p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 一～十一（略）</p> <p><u>十二 緊急通報機能</u></p> <p><u>1 電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を発信する機能を有する端末機器</u></p> <p><u>（一） 緊急通報メッセージを受信する機能を有するインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する端末機器</u></p> <p><u>（1） 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。</u></p> <p><u>（2） 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。</u></p> <div data-bbox="174 1031 1055 1161" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph LR     A[被検機器] --- B[RFカップリング 又はコネクタ接続]     B --- C[LTE設備用 シミュレータ]             </pre> </div> <p><u>（3） 測定手順は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 被検機器から緊急通報メッセージを発信する。</u></p> <p><u>イ 緊急通報メッセージに含まれる電気通信番号等が正しく送出されていることをLTE設備用シミュレータにより確認する。</u></p>	<p>第1～第11（略）</p> <p>別表第一号～第六号（略）</p> <p>別表第七号 無線設備規則第四十九条の六の九に規定する方式の無線設備を使用する端末機器の試験方法 一～十一（略）</p> <p><u>十二 緊急通報機能</u></p> <p><u>1 測定用機器は、LTE設備用シミュレータとする。</u></p> <p><u>2 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。</u></p> <div data-bbox="1144 1031 2056 1161" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph LR     A[被検機器] --- B[RFカップリング 又はコネクタ接続]     B --- C[LTE設備用 シミュレータ]             </pre> </div> <p><u>3 測定手順は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（一） 被検機器から電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージを発信する。</u></p> <p><u>（二） 呼の設定を行うためのメッセージに含まれる電気通信番号等が正しく送出されていることをLTE設備用シミュレータにより確認</u></p>

(二) 緊急通報メッセージを受信する機能を有しないインターネット  
プロトコル移動電話用設備に接続する端末機器であって、移動電話端  
末と構造上一体となっている端末機器

- (1) 測定用機器は、移動電話及びLTE設備用シミュレータとする。
- (2) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。



(3) 測定手順は、次のとおりとする。

- ア 移動電話及びLTE設備用シミュレータからインターネット  
プロトコル移動電話用設備が緊急通報メッセージを受信する機  
能を有しない旨の信号を送出する。
- イ 被検機器から接続先をインターネットプロトコル移動電話用  
設備から移動電話用設備へ切り替える要求を行うためのメッ  
セージを発信する。
- ウ 電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応  
した発信を要求する信号が正しく送出されていることを移動電  
話及びLTE設備用シミュレータにより確認する。

2 緊急通報メッセージを発信する機能を有しない端末機器であって、移  
動電話端末と構造上一体となっている端末機器

- (一) 測定用機器は、移動電話及びLTE設備用シミュレータとする。
- (二) 測定回路ブロック図は、次のとおりとする。

する。

被検機器

RFカップリング  
又はコネクタ接続

携帯電話及びLTE  
設備用シミュレータ

(三) 測定手順は、次のとおりとする。

- (1) 被検機器から接続先をインターネットプロトコル移動電話用設備から移動電話用設備へ切り替える要求を行うためのメッセージを発信する。
- (2) 電気通信番号規則第11条各号に規定する電気通信番号に対応した発信を要求する信号が正しく送出されていることを携帯電話及びLTE設備用シミュレータにより確認する。

別表第八号～第十号 (略)

別表第八号～第十号 (略)

○平成二十五年総務省告示第四百七十七号（端末設備等規則の規定によりことが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件） 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正後		改正前	
<p>次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<p>次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>	<p>一 無線設備規則 （昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>一 無線設備規則 （昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>規則第三十二條の二十二</p>	<p>規則第三十二條の二十二</p>
<p>1 中欄に掲げる規定にかかわらず、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第十一条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を発信する機能を有し、かつ、緊急通報メッセージを受信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する場合は、移動電話端末と構造上一体となっており、かつ、規則第二十八条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。</p>	<p>1 中欄に掲げる規定にかかわらず、電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第十一条各号に規定する電気通信番号に対応した呼の設定を行うためのメッセージ（以下「緊急通報メッセージ」という。）を発信する機能を有し、かつ、緊急通報メッセージを受信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話用設備に接続する場合は、移動電話端末と構造上一体となっており、かつ、規則第二十八条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。</p>	<p>規則第三十二條の二十三</p>	<p>規則第三十二條の二十三</p>

二 (略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>2  中欄に掲げる規定にかかわらず、緊急通報メッセージを発信する機能を有しない場合は、移動電話端末と構造上一体となっており、かつ、規則第二十八条の二の緊急通報を発信する機能を用いることにより緊急通報を行うための発信を行う機能を有すること。</p>

二 (略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	